

それ、サービスでやっても 違法です。

※行政書士法違反の判断は、司法機関（裁判所等）が行います。

行政書士法違反として、違反した者は**1年以下の拘禁刑**又は**100万円以下の罰金**に処せられ、その者が所属する法人又は人には**100万円以下の罰金刑**が科されます。

まずは行政書士に相談を！

和歌山県行政書士会 会員検索

検索



和歌山県行政書士会田辺支部

和歌山県西牟婁郡白浜町 1474-3
TEL/FAX 0739-42-4697

行政書士
無料電話相談を
行います

日程

令和8年10月5日(月)～10月9日(金)
午前10時～午後4時

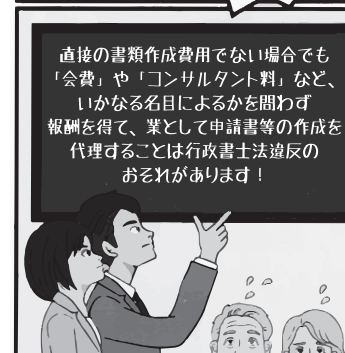
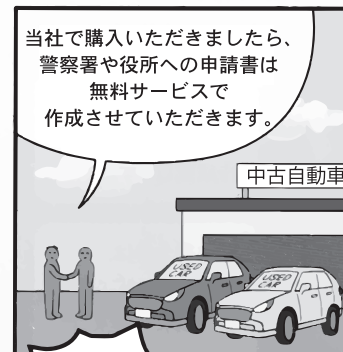
田辺支部所属の行政書士事務所にご連絡ください



他人の依頼を受け「会費」「手数料」
「コンサルタント料」「商品代金」等の
いかなる名目によるかを問わず報酬を得て
業として①官公署に提出する書類
②権利義務に関する書類、③事実証明に
関する書類を作成すると

- ※1 ①～③の書類には、電磁的記録を含みます。
- ※2 ③の書類には、実地調査に基づく図面類を含みます。
- ※3 他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

これらの行為はすべて**違法**のおそれがあります。



まかせて安心、行政書士